

○西東京市消防団条例

平成13年1月21日条例第142号

改正

平成18年9月21日条例第41号

平成22年3月31日条例第4号

西東京市消防団条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第18条第1項の規定に基づき消防団の設置、名称及び区域並びに法第19条第2項及び第23条第1項の規定に基づき非常勤の消防団員（以下「団員」という。）の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務その他必要な事項について定めるものとする。

(消防団の設置、名称及び区域)

第2条 西東京市に、消防団を設置する。

2 消防団の名称及び区域は、次のとおりとする。

(1) 名称 西東京市消防団

(2) 区域 西東京市全域

(定員)

第3条 団員の定員は、244人以内とする。

(任用)

第4条 消防団長（以下「団長」という。）は消防団の推薦に基づき市長が、消防副団長（以下「副団長」という。）及びその他の団員は市長の承認を得て団長が、次の資格を有する者のうちから任命する。ただし、団長及び副団長については、第2号の規定は適用しない。

(1) 西東京市内に居住し、又は勤務する者

(2) 年齢18歳以上60歳以下の者

(3) 志操堅固かつ身体強健な者

(任期)

第5条 団員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により任命された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(欠格事項)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

(1) 成年被後見人又は被保佐人

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(3) 第9条の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(分限)

第7条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その意に反して、これを免職することができる。

(1) 勤務実績が良くない場合

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

(3) 前2号に規定する場合のほか、団員に必要な適格性を欠く場合

(4) 定数の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合

2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

(1) 前条第1号又は第2号に該当するに至ったとき。

(2) 第4条第1号に該当しなくなったとき。

(3) 第4条第2号に該当しなくなったとき（団長及び副団長を除く。）。

(退職)

第8条 退職しようとする者は、あらかじめ、文書により任命権者に届け出て、許可を受けなければならない。

(懲戒)

第9条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、停職又は免職の処分をすることができる。

- (1) 消防に関する法令、条例又は規則に違反した場合
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- (3) 団員としてふさわしくない非行があった場合

(服務規律)

第10条 団員は、団長の招集によって出勤し、職務に従事するものとする。また、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。

- 2 団員が10日以上居住地を離れる場合は、団長にあっては市長に、その他の者にあっては団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り、団員の半数以上の者が同時に居住地を離れることはできない。
- 3 職務のためであっても、みだりに建造物その他の物件を毀損してはならない。
- 4 団員は、西東京市消防団又は団員の名義をもって特定の政党、結社若しくは政治団体を支持し、反対し、又はこれに加入し、あるいは他人の訴訟若しくは紛争に関与してはならない。
- 5 団員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(報酬及び費用弁償)

第11条 団員には、西東京市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（平成13年西東京市条例第29号）の規定により報酬及び費用弁償を支給する。

(運営費)

第12条 消防団の維持運営を円滑にするため、運営費を予算の範囲内で交付する。

(被服等の貸与)

第13条 団員の被服等の貸与に関しては、別に定める。

(災害補償、退職報償金等)

第14条 職務によって死亡又は負傷した団員には災害補償費を、退職する団員に対しては退職報償金を、消防業務につき功労のあった団員に対しては賞じゅつ金を、東京市町村総合事務組合の定める条例に基づいて支給する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年1月21日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行前に田無市消防団条例（昭和50年田無市条例第37号）又は保谷市消防団条例（昭和43年保谷市条例第6号。以下これらを「旧条例」という。）の規定により任用された消防団員でこの条例の規定により団員として任用されたものについては、第5条の規定中「3年」とあるのは、「平成14年3月31日まで」とし、任用期間は勤務年数に合算する。
- 3 この条例の施行前に旧条例によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成14年3月29日条例第9号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の西東京市消防団条例第3条の規定の適用については、平成17年3月31日までの間、同条中「244人」とあるのは「264人」とする。

附 則（平成18年9月21日条例第41号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月31日条例第4号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。